

たかし保育園新浦安 重要事項説明書

令和7年4月1日改訂

保育の提供の開始にあたり、特に重要事項は次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 茂原高師保育園
所 在 地	千葉県茂原市高師864-1
電 話 番 号	0475-22-2419
代表者氏名	理事長 篠田 哲寿

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	たかし保育園新浦安
施 設 の 所 在 地	浦安市入船5丁目46-1
連 絡 先	電話番号 047-353-5151 FAX 047-353-6006
管 理 者	園長
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利 用 定 員	満3歳以上の児童 33人 満1歳以上満3歳未満の児童 21人 満1歳未満の児童 6人
開 設 年 月 日	平成24年 4月 1日

3 施設の目的・運営方針

当園は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地	敷地全体	1, 166 m ²
園舎	構造	鉄骨造
	延べ面積	499,84 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室 ほふく室	2室	0歳児クラス、1歳児クラス
保育室	2室	2歳児クラス1室、3歳児クラス、4歳児クラス、5歳児クラスについて1室
調理室	1室	
事務室	1室	医務室を含む

5 職員の配置状況

職種	員数	備考
園長	1人	
保育士	14人	
栄養士	2人	
調理師	1人	
看護師	1人	
保育補助	1人	

※ 当園では、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第85条号）。以下「県基準条例」という。」に定める基準に基づき、上記に記載する職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	勤務時間帯（8：30～17：30）
保育士	勤務時間帯（7：00～20：00のうちでシフト制）
栄養士	勤務時間帯（8：00～17：00）
調理師	勤務時間帯（8：00～17：00）
看護師	勤務時間帯（9：00～16：00）

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び日曜日、祝祭日は休園となります。

7 保育を提供する時間及び利用時間

当園が保育を提供する時間及び保護者が実際に保育を利用する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、18時01分から20時までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、市区町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります^{別紙1}）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までとする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時29分まで又は16時31分から20時までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては市区町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります^{別紙1}）。

(3) 最終登園時間

保育標準時間認定、保育短時間認定のいずれの認定を受けた場合であっても、最終登園時間は9時となっております。都合によりやむを得ない場合を除き、9時までに登園していただきます。

8 保育を利用する曜日及び時間

保護者が保育を利用する曜日及び時間は、説明確認書のとおりとします。

9 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告第117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供
上記7に記載する時間において、保育を提供します。
- (2) 食事の提供

園児の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前水分補給	昼食	午後おやつ
0歳児	9時10分頃	10時30分～11時頃	14時30分～15時頃
1歳児	9時10分頃	11時30分頃	15時頃
2歳児	9時10分頃	11時40分頃	15時頃
3歳児		11時45分頃	15時頃
4歳児		11時45分頃	15時頃
5歳児		11時45分頃	15時頃

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご相談ください。

- (3) 給食提供最終時間

病院受診等で登園が遅れる場合、給食が提供できる時間までには登園をお願いします。

歳児	給食提供最終時間
0、1歳児	11時00分
2歳児	11時30分
3～5歳児	12時00分

10 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
市区町村と当園が定める保育料を浦安市にお支払いいただきます。
保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
- (2) (1)に掲げる保育料のほか、**別紙1**に掲げる費用を当園にお支払いいただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

11 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用園児が小学校に就学したとき
 - (2) 保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	新浦安こどもクリニック
医 院 長 名	内藤 茂樹
所 在 地	浦安市入船4丁目1-1新浦安中央ビル2F
電 話 番 号	047-304-0888

(2) 歯科

医療機関の名称	高洲歯科クリニック
医 院 長 名	吉澤 慶裕
所 在 地	浦安市高洲3-2-1
電 話 番 号	047-304-5056

※嘱託医は変更になる場合があります。

1.3 緊急時の対応

- (1) 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、園児の身体の安全を最優先させ、しかるべき対応を行います。

1.4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 苦情受付担当窓口	・窓口担当者 たかし保育園新浦安 主任
	・ご利用時間 8:30～ 17:00
苦情解決責任者	・電話番号 047-353-5151
	F A X 047-353-6006
苦情解決責任者	たかし保育園新浦安 園長
	電話番号 047-353-5151

※ 当園では、玄関に意見箱を設置しています。

1.5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常警報装置 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
広域避難場所	まちづくり活動プラザ
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。
第1避難場所 第2避難場所	たかし保育園新浦安エントランス 美浜運動公園

16 利用者に対する保険の種類・保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	全私保連保健制度（ほいくのほけん） 公益社団法人 全国私立保育所連盟
保険の内容	保育所の管理下における児童等の災害に対して災害給付を行うもの
保険代	0円

17 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
駐車場	送迎用として2台ありますが、スペースに限りがありますので、使用される方は早めの移動をお願い致します。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

18 その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園、利用に当たっての詳細な留意事項等については、別途当園が作成する入園のしおりにおいて提示するものとします。その他、個別の取扱事項については別紙1のとおりとします。

19 虐待の防止のための措置に関する事項

当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講じます。

1. 人権の擁護、虐待の防止に関する必要な体制の整備
2. 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
3. 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

保育・教育の提供中に、当園の職員又は養育者による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、子ども家庭支援センター・児童相談所等適切な機関に通告します。

別紙1

利用者負担金

1 全員が対象となるもの

特定教育・保育の提供に要する利用者負担金

品名	説明	年齢	単価 (円)
お知らせ袋	園から手紙を配付する時に使用します。	0～5歳	310
カラー帽子	乳児用・幼児用があります。 3歳児に進級する時に幼児用に買い替えていただきます。	0～5歳	1,240
粘土	衛生上、年に一度交換していただきます。	3～5歳	370
粘土ケース		3～5歳	350
粘土板		3～5歳	550
自由画帳	表紙が無地のものを使用します。	3～5歳	330
なわとび	縄製のものを使用します。	3～5歳	550
のり	手で付けるものを使用します。	3～5歳	260
はさみ	右用・左用をお選びください	3～5歳	520
くれよん16色		3～5歳	790
くれよん(1本)	短くなった時の補充用です	3～5歳	60
体操服 (Tシャツ・ズボン)	運動あそびや遠足時に使用します。 サイズ (90・100・110・120・130)	3～5歳	Tシャツ 1,100 ズボン 1,150

*消費税増税や物価高騰に伴い、年度途中で金額が変更になることもあります。

*日用品代は、保育園が代理収納しています。

2 該当者（利用者）のみ対象となるもの

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
芋ほり遠足（4、5歳児）	バス代・入園料・芋苗等	実費
親子遠足（3、4、5歳児）	入園料・電車代等	実費
給食費（3、4、5歳児）	保育無償化の対象外である給食の材料費	月額 5,500 円
おしぼり（3、4、5歳児）	給食後、手・口拭きに使用します。	月額 100 円
おしぼり（0、1、2歳児）	おやつ（2回）後と給食後に使用します。 （希望者のみ）	月額 300 円
給食試食	保育参加での保護者の給食試食代	一食 300 円
お小遣い（幼児クラス）	郷土博物館見学の際に駄菓子を買います。	100 円
写真代	購入された分（年に数回、販売あり）	実費
貸し出しパンツ（新品）	新品の物で返却をお願いします。	実費
おむつ代 （手ぶら登園サービス）	紙おむつ定額サービス（おしり拭きも含む） （希望者のみ）	月額 2,508 円

※おしぼり（0、1、2歳児）とおむつ（手ぶら登園サービス）を希望されない方は、ご家庭からお持ち頂いております。

3 延長保育に係る利用者負担金

当園及び市が定める基準額を負担するものとする。ただし、19時以降につきましては、お子さん一人につき、30分300円徴収いたします。

標準時間保育(月～金) *土曜日は18時まで

7:00	18:00	18:01～	18:31～	19:01～	19:31～
標準時間保育		100 円 /30 分	100 円 /30 分	300 円 /30 分	300 円 /30 分

短時間保育(月～金) *土曜は16時30分まで

7:00～	7:31～	8:01～	8:30	16:30	16:31～	17:01～	17:31～	18:01～	18:31～
100 円 /30 分	50 円 /30 分	50 円 /30 分	短時間保育		50 円 /30 分	50 円 /30 分	50 円 /30 分	50 円 /30 分	100 円 /30 分

*急なお仕事の場合や、公共機関の遅延や不通などの場合も、その理由に関わらず時刻を過ぎますと、延長料金が発生します。

*万が一の事情により、お迎え時間が閉園後の20時、土曜日は18時以降になった場合、30分につき500円徴収致します。

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付いたします。

保護者からのご意見・ご要望への対応に関する方針

社会福祉法人茂原高師保育園

■この方針について

社会福祉法人茂原高師保育園は、子ども一人ひとりを大切な存在として尊重し、日々の保育活動を通じて心豊かな子どもの育成を目指しています。保育士、職員は園児の福祉を積極的に増進し、豊かな人間性を持ち、個性を十分に発揮できるよう心身の発達を図るため、使命を自覚して常に努力しております。そのために、園児及び保護者の方々から有益なご意見・ご要望を頂戴し、改善を繰り返して参りたいと考えております。

しかし、厚生労働省の公表資料(事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針 令和2年1月15日厚生労働省告示第5号)などに照らし、ハラスメントと判断される恐れがある言動や、保育士その他の職員に過度の精神的不安や精神的緊張をもたらす言動が行われた場合、心身の体調を崩してしまうこととなります。

保護者の皆様、地域社会の皆様との信頼関係を築くこと、従業員に対する安全確保、ひいては保育園における人員体制の維持確保、さらにお子様へ保育の質を高めることを目的とした配慮の必要上、当法人としての対応方針を公表させていただくことにしました。

今後も、当法人一同、保護者の皆様、地域社会の皆様と連携しながら、お子様に品質の高い保育を実施していくため、尽力して参ります。

■以下のような行動はお控えください

- ・身体的な攻撃(職員に向かって物を投げたり、突き飛ばしたりする)
- ・精神的な攻撃(人格を否定するような言動)
- ・威嚇的、侮辱的な言動(「無能」「バカ」、身体的特徴に対する発言等)
- ・土下座の強要
- ・長時間にわたり何度も同じ内容で叱責
- ・他者の前で大きな声で叱責を繰り返す
- ・事実かどうか不明な内容を口コミやSNSなどで拡散
- ・執拗な言動
- ・拘束的言動(不退去、居座り、監禁)
- ・施設や備品を壊す
- ・身体、財産などに危害を与えることを示す脅迫行為
- ・過大な要求(当法人が提供できない保育、教育の提供を強いる)
- ・個の侵害(業務と無関係の職員のプライベート情報(住所、学歴、家族構成など)を聞き出そうとする)

※上記はあくまで一例ですが、このような事情がみられた場合、当法人として外部の法的機関(弁護士や警察そのほか)へ対応を依頼し、場合によっては退園などの対応をせざるを得ない場合があります。

■当法人における窓口の設置

当法人では、その事象がハラスメントにあたるか否かを判断するための機関を設置しています。

■ハラスメント防止を強化するための当法人対応

- 当方針を周知し、職員教育を強化するための施策を実施します。
- 外部講師(弁護士、警察等)による職員研修を実施します。
- ハラスメント事案を通じて、実際の対応やその経過を園内で共有し、ノウハウ蓄積に向けて情報の保存を強化します。

■最後に

当法人では、お子様が安心して登園いただけるよう改善すべき点は改善し、保護者の皆様と良好な関係を構築できるように努めて参ります。ご協力を頂けますよう、併せてお願い申し上げます。

以上